

議事要旨(3) 財務諸表表示専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）及び荻原主任研究員より、財務諸表表示専門委員会における検討状況として、IASB から公表されているディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」（以下 DP）に対するコメント（2009年4月14日期限）の文案について説明がなされた後、質疑応答が行われた。委員から出された意見は以下のとおりである。

（異なる測定基礎を有する類似する資産及び負債の分解について）

- ・ コメント案では、異なる基礎で測定されている外形の類似する資産及び負債を財政状態計算書の別個の行項目で表示するというDPの提案に賛成する案が有力となっているが、注記情報で区分すれば足りる項目について財政状態計算書で区分しなければならないというのは問題があると考ええる。

事務局からは、投資の性質に応じて異なる基礎で測定するという考えは、ASBJ の考えている会計モデルと整合しており、この測定基礎に基づいて行項目に区分するという提案には反対し難く、コメント案では賛成の立場を採っている、との回答があった。

（直接法によるキャッシュ・フロー計算書）

- ・ 今の会計システムには直接法のキャッシュ・フロー計算書に対応したものがいないため、仮に直接法が強制されるとすれば膨大なコストがかかると考えられる。一方、直接法のキャッシュ・フロー計算書の有用性については、DPではあまり明らかになっていないため、コスト・ベネフィットの関係を明確にする必要があるのではないか。

（包括利益計算書における為替差損益の表示）

- ・ コメント案では、為替差損益の表示についてのDPの提案の問題点を指摘しているが、代替的な提案をしていない。発生原因となった資産及び負債に分けられないのであれば、営業カテゴリーに含める以外に方法はないように思われる。
- ・ DPの提案しているモデルの考え方からすれば、為替差損益について発生原因となった資産及び負債に紐付けして表示するというのは当然の結論と考える。これにより、コメント案には「表示の基準によって認識や測定の基準の考え方を覆すことになる。」とあるが、特に認識の考え方が変わることはないと考えられる。また、ヘッジ関係にある売掛金と借入金の為替差損益が別々のカテゴリーに区分されることになり、有用とはいえないのではという指摘も、DPの提案に反対するほどの問題とも思えない。

事務局からは、為替差損益の表示については、DPの提案によって実務がどの程度大変になるのかという点も含めて引き続き検討する、との回答があった。

（当期純利益の表示）

- ・ 当期純利益の表示が残ったことを歓迎する旨をコメントしているが、何をその他の包括利益とし、何を純利益とするのかについて、具体的には個別基準で検討されるべきものではあるものの、概念的な整理については当該プロジェクトにおいて行う必要があるのではないか。IASBではその他の包括利益を失くしていく議論になっているようなので、ASBJの考えている純利益の概念を繰り返しコメントすることも考えられるのではないか。

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

これらの意見を踏まえ、引き続きコメントの文案について検討することとされた。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。